

第 41 回アジア太平洋地域プライバシー機関 (APPA) フォーラム

平成 26 年 7 月 1 日
特定個人情報保護委員会

1. 日 時 : 平成 26 年 6 月 17 日 (火) 及び 18 日 (水)

2. 場 所 : 大韓民国 (ソウル)

3. 各国参加者 : 13 機関 (出席者 10 機関、オブザーバー 3 機関)

(1) 出席者

韓国 (Personal Information Protection Commission, KISA)、豪 (Office of the Australian Information Commissioner)、ブリティッシュコロンビア州 (Office of the Information and Privacy Commissioner)、香港 (Office of the Privacy Commissioner for Personal Data)、マカオ (Office for Personal Data Protection)、ニュージーランド (Office of the Privacy Commissioner) シンガポール (Personal Data Protection Commission)、米国 (FTC)、ビクトリア州 (Office of the Victorian, Privacy Commissioner)

(2) オブザーバー

日本 (消費者庁、特定個人情報保護委員会)、韓国 (Korea Communications Commission)

4. 出張者 : 田中総務課課長補佐

5. 概 要

- (1) 当会議は、アジア太平洋地域のプライバシー規制、新技術、プライバシーに関する苦情処理等に関する情報交換を目的として、年 2 回開催されるフォーラムであり、我が国はオブザーバーとして参加した。
- (2) 各機関より、プライバシーに関する法改正の動向、データ移転、スマートフォン及びアプリへの対応等についての報告が行われた。我が国からは、直近 6 ヶ月における個人情報保護法制について、①個人情報保護法制の改正に向けた議論の状況 (APEC 越境プライバシールールシステムへの参加及び特定個人情報保護委員会の設置を含む。)、②経済産業省における消費者向け情報提供に関する事前相談評価 (事業者がパーソナルデータを利活用したビジネスを行う上で、特に、パーソナルデータを取得する際に取り組むべき、消費者への情報提供・説明のあり方を示す評価基準及び事前相談評価) の仕組み、③総務省におけるスマートフォン・プライバシー・アウトLOOK (スマートフォンのアプリケーションの利用者情報の取扱いについて、アプリ開発者以外の第三者が検証する際の必要な技術的課題等の検討) の取組の発表を行った。
- (3) その他、各国関心事項の議論 (データ侵害通知、域外適用、国際協力の枠組み等)、国際的な情勢のアップデート (コミッショナー国際会議の予定等)、APPA の活動の紹介 (財務状況、APPA 参加機関間の職員の出向及び派遣の進捗) 等が行われた。
- (4) 次回 (第 42 回) は、12 月にカナダ (バンクーバー) にて開催予定。